

令和3年度第7回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和4年3月16日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和4年3月16日		午後1時21分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		12番	落合 健治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	塚 本 健		生涯学習課		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	岡 本 雅 博	
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文		住民ほけん課	和 泉 ・ 久 保 田	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課	執 柄 健 一		福 祉 課	那 須 研 太 郎	
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企 画 観 光 課			建 設 課		
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危 機 管 理 防 災 課	大 森 博 範		農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋	
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一		産 業 振 興 課		

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

11 番猪原清さんの一般質問を許可します。

11 番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11番(猪原清君) それでは、おはようございます。それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。毎回申し上げていますが、質問に対する明確な回答、納得のいく答弁がいただけましたら、いたずらな時間の浪費はいたしませんので、そこを踏まえたところで答弁をお願いします。うちの母のデイサービスの施設でクラスターということで、今日は申し訳ありませんがマスクをしたままで行います。昔からちょっとあがり症ですね、汗かいたり、気が遠くなったりするものですから、またそうなったときはご容赦ください。

それでは質問事項の 1、新型コロナウイルス感染症対策について。

質問の要旨、(1) 5 歳～11 歳を対象としたワクチン接種の本町での準備・計画状況等を伺いたいということで、昨日もNHKニュースで見ましたら、5 歳～11 歳までの接種対象年齢のまだ全体の 1%しか接種していない。また希望する方も予約枠に至らないということで、本町でもそういうことがあるのかなと思うんですけど、まずは熊本県におきまして、まん延防止等重点措置の期間が今月の 21 日まで延長されました。ただ報道を聞きますと、21 日で解除される公算も大きいと思うんですが、なかなか出口の見えない第 6 波となっています。

特に熊本県は全国に比べ、病床利用率、感染者の減少もあまり芳しくなく、大変だなと思ってます。特に球磨郡はですね、また先ほどご案内ありましたとおり、クラスターのある施設も出ましたということで、ただ今は、その次に備えた第 3 回目のワクチン接種も始まり、5 歳～11 歳までの若年層への接種も着々と計画が進んでおります。

本町も今後始まる、4 月からですね、始まるということで、この準備段階で保護者などに対する事前調査をされたと思うんですが、この保護者から例えば迷っているとか、できれば受けさせたくないなど、言ってみれば接種に消極的な方たちは、どれぐらいの件数、割合でいらっしゃるのか。まずはそこをお聞かせください。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、関係課長の答弁を許可します。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長(岡本雅博君) おはようございます。お答えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、議員申されましたとおり、国全体の傾向を見ますと、第 6 波もピークを過ぎたように見えております。熊本県におきましては、新規感染者数や病床利用率が高止まりをしており、安易に重点措置を解除すれば、直ちにリバウンドをしてすぐに再要請せざるを得なくなるということが懸念されたことから、3 月 6 日まで期限を延長されておりましたまん延防止等重点措置が、21 日まで再延長されました。

がしかし、今日の報道を見てみますと、3 月 11 日に開催されました国の新型コロナウイ

ルス感染対策分科会におきまして、まん延防止等重点措置の終了の新しい考え方が示されたようでございます。国の考え方といたしましては、新規感染者数が微増傾向、または高止まりしていても病床使用率が低下し、医療への負荷が低下する見込みであれば終了できるというふうになったようでございます。

このことを受けまして、熊本県を含む17都道府県においては21日で終了する見込みであるというようなことが報道をされていたようでございます。

さて、ご質問の5歳～11歳までの若年層への接種につきましてでございますが、上球磨4町村の自治体と公立病院の小児科の先生とも協議を数回させていただいたところでございます。結果といたしまして、会場を公立多良木病院での個別共同接種という形をとらせていただく計画をいたしました。

多良木町の令和4年1月末現在、対象者は488名でございます。現在、先ほど議員申し上げましたとおり、この対象となる児童の保護者に対して意向調査をしているところでございます。3月1日現在で接種を希望されている方が229名、46.9%でございます。まだ回答がされていない方が259名で、53.1%となっております。

まだ半数以上の方がまだ迷っておられるか、もしくはできれば受けさせたくない、あるいはかかりつけの医療機関が個別接種をされているのであれば、そちらでの接種を考えておられるのではなかろうかと推察をしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） なかなか聞くところによると、やはり迷っているという方の意見も聞きました。

第3回目の接種、いわゆるブースター接種では、成人に対してはファイザー社製とモデルナ社製の2種類から選択でき、その効果は1回目、2回目にファイザー社製、3回目はモデルナ社製を接種した場合には、効果はモデルナ社製がやや有利ということで、副反応についてはファイザー社製の方がやや軽いなどと報道は聞きます。

私の先輩方の議員も、もう相当3回目されてますけど、やはり結構高い年齢層の方がいらしゃいますので、何のことはなかったと、モデルナ打ってもですね。ただ私も18日に打つんですけど、ちょっと私の方は若年なので、ちょっと心配してますけど。

この全国的にそうだと思うんですけど、若年層、いわゆるその一番今、感染率の高い層ですね。への接種はどちらのワクチンを接種されるのか。おおよそファイザーというのは報道見て分かるんですけど、町の対応をお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

65歳以上の方のワクチン接種につきましては、2月の8日、9日だったですかね、から始めまして、今日でひと通り終了するというようになっております。議員申されましたとおり、今回はファイザー社、ファイザー製ですかね、のワクチンと、武田モデルナ、この2種類を接種、集団接種で用いております。

国からの配分というのがございまして、ファイザーとモデルナあったわけですが、住民の方にとれば、選択できる権利もあるということから希望調査をとってしたところ、大体半分半分の割合でファイザーが打ちたい、もしくは、どちらでもいいという方があったもんですから、そのような形で配分をしながら、接種をしていただいたというところでございます。

後の後遺症といいますか、副反応についてでございますが、ファイザーにつきましては、これまで通りの量を3回目も打っていただいた。ただ一方では、モデルナにつきましては、1回目、2回目の時よりも半分の量を接種という形でしておりますが、その効果につきましては、効果があるということなのでございましたのでスムーズにいったんじゃないかなというふうに思っております。

18日から若年層の方向けの、要するに18歳～64歳までの方を対象に接種を始めるわけですが、まずは基礎疾患を持っておられる方、それから優先接種となる方、まず学校関係とか保育園関係とかになってきますが、その方たちを先に優先としてさせていただく計画でおります。

ワクチンにつきましても、これまで通りファイザー製、それから武田モデルナを用いてすることになりますが、ファイザー製の方がなかなか入手が困難ということでございまして、今、防災無線でも呼びかけております通り、ファイザーの方を希望される方については、入荷するまでしばらく待つていただく必要があるということでございます。あくまでも決定していただくのはご本人でございまして、どちらがいいかというのはよく判断していただいて、早めに接種できる方をお願いできればなという考えでおります。

5歳～11歳の、ちなみにでございまして、5歳から11歳のワクチンについては、ファイザー社のみとなっております。ただしこれまでの大人用のものとは違いまして、1バイアル、要するに薬品の1瓶当たりですけども、これまでは6回分ということでありましたが、小児用の場合は10回分、それからまた有効成分も大人用12歳以上のものと比べて、3分の1というようになっております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） よくわかりました。

今迷っているとか、未回答というのが先程やはり相当な割合でいらっしゃるんですけど、今やはり学校とか保育園、そちらの学校関係とかですね、若いところから感染して、家庭内で高齢者にも広がるということがかなり多く全国でも見られることから、やはりできれば、全員の方に接種いただきたい。基礎疾患をお持ちであればですね、色々考える部分もあるんですけど、やはりこの感染の拡大、重度化に向けた接種の促しというか、その働きかけというのは考えておられますか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

感染拡大防止のための町からの勧奨といいますか、そういったものを考えているかということでございます。

非常に難しい質問でございまして、ワクチンの接種につきましても、小児であれ、一般の方であれ、あくまでも個人の希望に応じて接種ということになっております。従いまして、町といたしますれば、できるだけ接種をして感染防止に努めていただきたいなという思いはございますが、是非、打ってくださいというようなことはちょっと言えないというふうに思っております。

ちなみに、小児用のワクチンについてですけども、非常に今、迷っておられる、できれば打ちたくないという方もいらっしゃると思います。これについては、いろんな角度からの報道がなされておまして、そのことが一つの原因かなというふうに思っておりますが、是非そこら辺をしっかりと判断していただいたうえで対応していただければなというふうに思っております。

その迷っている一つといたしましてですが、これ小児用のワクチンに限ってですけども、国におきましては、努力義務が課されていないということもあります。この原因といたしましては、オミクロン株に対する根拠というものが、確定的ではないというふうに言われております。

今後、国の方におきましても、色んな調査分析あたり、研究あたりをされながら、対応をされていくものと思いますので、その状況を見ながら町の対応は考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 大変納得いく答えが出てますので、次々行きたいですけど、今回の第6波におきましては先ほども申しましたが、子ども同士から、学校・保育園から爆発的に広がり、次は家庭内、今度は家庭内にいらっしゃる高齢者、重症化するのが高齢者ということで、やはり早期のこの3回目と、若年層への接種に向けた町の取り組みを切にお願いしまして、質問の要旨の第2番目に移ります。

感染が爆発的に広がった第6波を踏まえての感染防止対策として非接触型の診療やリモートまたはオンライン診療を一層進めるべきだと思いますが、考えを伺いたいということで、ご存じの通りこの第6波では、全ての都道府県で過去最大の感染者数を記録しています。いわゆるクラスター集団というのが医療機関、福祉施設、遂にこちらでも出てますけど、また保育園、学校などで多く発生しています。その対策につきましては、この後の明日の同僚議員から質問がなされると思いますのでこれに関わる別の問題、いわゆるリモート診療ですね、をお聞きしたいと思うんですが。

医療機関には、ご存じのとおり基礎疾患を持った患者、特に高齢者が多く訪れ、こちら高齢者が感染されましたら、重篤な症状に陥る方が多数いらっしゃいます。実際に第6波におきましては、特に基礎疾患を持たれた高齢者を中心に亡くなる方が過去最高を記録しています。

そこで国は電話、パソコン、スマホなどを活用した非来院診療やリモート診療、オンライン診療を推進しています。町でも町内の医療機関に対しては、非接触型の診療体制を推進させ、町民に対してもオンライン診療というものをわかりやすく周知していくべきだと思います。

オンライン診療については、国もこういうパンフレットですね、電話によるオンライン診療がますます便利になりますという、こういうホームページを使いながらも推進をされております。

新型コロナで対策や、今、世界中でごたごたになっている原油高騰対策などに国も多額の予算を費やす中、このオンライン診療だけに財政支援をすることは難しいと思うんですが、こういうふうな国からの資料とか、そういう呼びかけを活用して、広く多良木町でも町民の皆様はこちらを周知すべきだと思いますが、町の取り組みや、そういう周知等について今後予定があればお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

ただいま議員のご質問にありましたオンラインによる診療でございますが、厚生労働省の方でマニュアルが作成してあるようでございます。

申されました通り大きく分けて、電話による診療、二つ目がパソコンやスマートフォンによる診療、この2種類でございます。

まずその仕組みをまず先に申し上げたいと思いますが、電話による診療の場合においてですけれども、医療機関は、都道府県の窓口にもまず届出をしなければならないというふうになっております。患者から電話による診療の求めがあった場合、予約の調整を行い、保険証の写しをFAXで送信させるなどの方法によって受給資格の確認を行うことになっております。診療が終わった後は、処方箋を患者が希望する薬局に送付し、患者は銀行振り込みやクレジットカードなどの方法によって支払うという流れになっているようでございます。電話による診療では診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨いたしますが、受診勧奨のみで終了した場合は、診療報酬は算定できないということになっているようでございます。

二つ目に、オンラインによる診療の場合でございますけれども、パソコン等の機器はもとより、インターネット環境の整備も必要とされます。県への届出や診療後の対応につきましては、電話と同じような仕組みでございます。予約の場合、電話での予約の他、Web予約等の

予約管理機能がある医療機関については、システムから予約を受け付けることができるようになっているようでございます。

人吉球磨管内におきまして、電話診療を含むオンライン診療の体制が現在構築されている医療機関につきましては5件でございまして、うち多良木町の医療機関が2件ということでございます。

そこで、町内で実施されております医療機関へお尋ねした経緯がございしますが、そこでは電話を使ったオンライン診療で再診のみを行っておられると。初診ではなくて、再診の方のみを受け付けておられるということでございしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一時的なものとして実施をされているというふうなことでございます。

パソコンなどを使用したオンライン診療につきましては、導入自体はさほど難しくはありませんけれども、利用される患者の多くは高齢者の方であるということで、どれだけの方がそのオンライン診療を利用されるのか、またカード決済や月々の保守料等のランニングコストがかかってしまうという課題もあるというふうに言われております。

オンライン診療の推進につきましては、医療機関のご理解が必要不可欠であるというふうに思っておりますので、今後も感染拡大防止の観点からも、医療機関との会合の場で、この件については話を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 実は私の母も基礎疾患があり、なかなか定期受診も家族の付添いがないと厳しいということで、2回に1回ぐらいはこの第6波中にですね、電話で先生お願いできませんかと言ったら、いわゆる再診ですよ、早く応じていただきました。

やはりこのご時世、今後もですね、こういうパソコン・スマホあたりが普及していけば、また当然このオンライン診療も普及していくかと思えます。

課長が言われた、やはり高齢者世帯とか高齢者独居世帯には難しいと考えがちですが、国はオンライン診療の、やはりホームページの中では、同居する家族とかヘルパーとか家族以外の援助者を介して、自宅で診察を受けることも可としております。

やはりこのようなことも含め、広く町民にわかりやすく、医療機関に対しても周知、そういう本人以外、付添い、自宅での付添い、ヘルパーとか家族以外ということもできますよと。パソコン・スマホが使えなかったらその若い方に代わって診療を行いますよということを周知していくべきだと思うんですが、この辺やはり最後に、そこの考えをお聞かせください。本人以外の支援者ということですね。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、議員申されたとおり、その方法もあろうかと思いません。

高齢者のみの世帯においては、例えば、周りの方がお手伝いいただくとか、そういう方法での診療の方法もあるかと思えますので、そのことも含めて医療機関とはお話をしていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 大変よくわかりました。では、質問事項の2に移ります。

○議長（高橋裕子さん） 町長の答えはよろしいですか。

○11番（猪原清君） ちょっと私のタブレット、はい、町長よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 後ろから声がかかりました。

はい、オンライン診療についてはですね、2025年がちょうど団塊の世代が75歳以上になるということで、後期高齢の方々が大変増えてまいります。多良木町も今、高齢化率が42%を超えておりますので、2025年にはこれがまたかなり高齢化率が増えてくるのではな

いかなというふうに思っております。

オンライン診療、今、課長が申しましたとおり、パソコンの設定と、そういう環境の設定が必要であるということで、個人で例えばそれを何とかしようということになった場合には、かなり経費の負担が出てくるのかなというふうにも思っております。

ただ、これからの診療、今現在ですね、昨日、3月14日現在で、1月5日以降ですね、3月14日現在で、人吉球磨地域、私の計算ではですね、817名の感染が出ておりますし、多良木町が47名ということです。やはりそういう感染症に感染しないためにもやはりオンライン診療というのは、これから注目されてくるのではないかなというふうに思っております。

やり方としてはですね、個人の自宅から、自宅と医療機関を結んでっていうのは非常に良いんですが、それを自宅でできない方々もいらっしゃると思いますので、それを全部をコントロールする、例えばオンライン診療支援センターとかですね、そういうのを、午前中が多分子予約は多いと思いますので、午前中だけ機能するようなところを、例えば社会福祉協議会とかですね、それから公立多良木病院にあります包括支援センターとか、そういうところで担っていただいてオンライン診療全体をコントロールしていただくということができればですね、すごく良いと思います。ご自宅にいらっしゃる方は、例えばタッチパネルにさわっていただければコントロールセンターがそこをうまく具合にやってくれるとかですね、何かいい方法があれば。

やっぱり先生方も、恐らくこれは将来に向けて考えていらっしゃると思いますので、開業医の先生方、それから公立多良木病院の先生方ですね、ご相談しながらいい方向に行くようにしていければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） すいません。通告書には町長の考えを伺いたいと書いてありまして、すっかり飛ばしておりました。

やはり、今現在も公立病院とか、だいぶ患者の数は少なくなっていると思うんですけど、やはりその大半は高齢者ということで、以前よりかはですね、高齢者の集合場所になっていたところが大分解消されてですね、もう本当以前は高齢者ばかりいらっしゃってですね、もうよく笑い話で聞かれると思うんですけど、あん人は今日来やれんが具合悪かつじやなかろうかと病院でそういう話も出たということで、そういうことの解消に関してですね、また町長言われたとおりそういう方法を、大変良い方法があると思いますので、そういうのを探りながら将来に向けてですね、オンライン診療、あるいはどっかの何人か集合して、そこで画面を見ながらできるかとかですね、集会場とか。そこはまたコミュニティーの場になれば更に良いかと思えます。

やはり前向きにその辺は医療機関と共同で取り組んでいただいて、多良木町はいいな、すごい、すごいことやってるなど。さすが吉瀬町長以下本当立派な6次計画をですね、もう着々と進んでいるなど。多良木町はすごいと。もう私ももう7次計画ぐらいまで頭の中で考えてますけど、頑張ってくださいと思います。はい。

それでは次、質問事項の2、多良木警察署改築に向けた対策の進捗状況はということで、質問の要旨は、町としては上中球磨地域の安全・安心確保のため町内敷地での警察署改築をお願いするという考えは承知しております。現時点でのその進捗状況を含め、町として今後の計画・予定等を伺いたいということで質問します。

まず今回、県の人事異動により、多良木警察署長がまた交代しました。そこはそれでいいんですけど、再度伺いますが、以前町長は、現警察庁舎の立地を含め、そこ以外でも相当規模を持つ敷地を町有化し、県に無償譲渡や無償貸与という形で町内での改築をお願いしたいと言われましたが、まずは現時点での改築計画に対する県への、県警への町からの働きかけとございますか、対策に向けた進捗状況、進捗があればお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員おっしゃいましたとおりですね、いろんな方面に伺ってるんですが、多良木警察署が今後もですね、多良木町に残っていただくその必要性ですね、重要性、思いに関しましては、これまで申し上げてきたとおりです。

何人かの議員の方々からそういうご質問を受けました。住民の方々もですね、是非、多良木町に残ってほしいという気持ち、皆さん持っておられますので、時々声をかけられて、どうなんだということを時々聞かれるんですが、しかしまだまだ何も伺ってませんので、そしてこれまでもですね、県議会議員の方々とお会いした時とかですね、それから前副町長が県の方でしたので、来ていただいて、県の方にも知事部局あたりにも行っていただいて、情報収集をしていただきました。

警察署の改築に向けた動きとしてはですね、正直なところ、よくわからない状況です。現状としては引き続き情報収集しながら、できれば多良木町に残していただければというふうな気持ちでおりますので、そういう方向にいくればいいなというふうに思っています。

地域住民の皆さんの安心・安全のためにはですね、医療、それから消防、そして警察機能が柳橋川のところに全部揃っておりますので、これが必要不可欠であり、立地の場所についてもですね、歴史的経緯、それから地理的条件を考えても、現在地、もしくは多良木町内が望ましいんじゃないかなというふうに思っています。平時のみならず災害発生時などですね、非常時における連携などの観点からも警察、消防、医療が接近して立地するということは極めて重要であるというふうに思っております。残っていただけるようですね、あらゆる手段を講じて頑張っていければというふうに思っております。

それから先ほど、質問の中でおっしゃいました土地の取得の件なんですけど、ちょっとご説明をしておきたいと思えます。実は昨年ですね、現在の多良木警察署があります場所の裏手に公立多良木病院の官舎、先生方の宿舎があるんですけど、そことの間にかなり広い農地がありますので、こちら、その農地を地権者の方にご相談した上で町が取得できたならばというふうに考えたんですね、取得できたならばというふうに。その取得した土地を県の方に無償でご提供しまして、警察署の敷地としてご利用いただければというふうに考えておりました。その上で例えばあそこ、現在の署の建っている、これは私たちがこうやって言うのもおこがましいんですが、署の建っている場所を駐車場にさせていただいて、農地の方に警察署の建物をですね、移動していただいて前を全部駐車場に使っていただければ、非常にこう広い場所がとれますので、署の方としても動きやすくなられるんじゃないかなというふうに思っておりました。

ところがですね、農業委員会の方にこういう考えを持ってるんだけどもということでお話をしましたら、実は地方公共団体が農地を取得することができないということが法律上明らかになってしまいましたので、この案についてはちょっと難しいということになりました。

ただあの熊本県の方がですね、署の敷地としてその農地を取得されるということに対して、町の方で地権者の方々などにご相談をするということは、これはお手伝いはできるということでしたので、そこあたりは、県の方でどういうふうに考えておられるか、多良木に残していただけると、そして後ろの土地が欲しいというふうにはですね、仮に言われた場合には、それはもう全力でご協力をしていきたいというふうに思っています。

次の段階として、土地がないと、提供が必要であるということであればですね、多良木町にも幾つか適地がありますので、そちらを無償でご提供できればというふうに思っています。議員の皆さんもですね、私たちも是非、署のほうに、多良木に残っていただきたいという気持ちが思っておりますし、他の町村の方々もですね、できれば多良木に残しておいてほしいというふうに言っておられますので、是非これからも情報収集しながらお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） そうですね、農地の問題難しいと思うんですけど、町長言われたとおり、あんまりこちらからですね、前のめりになって県の方に言うと、また県もちょっとつてなる可能性もありますので、その辺は町長言われるとおりでと思うんですけど。

なぜこの再度に渡りですね、進捗状況を聞いたかといえば、もうあと原稿がちょこっとしかありませんので、昨年からですね、町長のいわゆるブレイン、昔でいうと懐刀というべき塚本副町長が、県の現役職員から副町長に就任されました。まさに、このことはその多良木警察署、多良木町での改築に向けた大きな力になると私は確信しております。

やはり副町長の太いパイプを最大限に活用し、県に対する色んなアプローチ、情報収集、働きかけをお願いしたいと思います。こちらから、先ほど言ったとおり働きかけというまた県の方も引くと思いますので、そのところ含めたところで、副町長はどのようなお考えを持たれているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 塚本副町長。

○副町長（塚本 健君） 今回のですね、議員のご質問というのは、私個人としましてどうか、受け止めとしましてはですね、将来のリスクに備えて、きちっと行動していけと、行きなさいという議員のご指摘かと受け止めた次第でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、計画がそもそもあるのかなのかということも、そこは今、私が知りうる限りはですね、定かではありませんけれども、警察署をですね、今後も多良木にということではですね、先ほど町長答弁しましたけれども、私も思いは同じでございます。

警察行政につきましては、私がいた知事部局とちょっと別の組織で管理運営されておりますけれども、機を逃さない対応がしっかりと講じられますようですね、まずはですね、情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） よくわかりました。

この移転とか改築問題は、やっぱその時その時の署長によって意見が若干違う部分もあってですね、二人前の署長はえらい乗り気でこの話には乗ってこられたんですけど、前署長はちょっとピンときてなかったということで、やはり副町長おっしゃいましたとおり、まだ計画に乗ってないのでですね、それをどうこうはあれなんですけど。

やはり町としてもですね、来たるべきその時のために準備を着々としていってほしいと思います。この多良木警察署というのは、上中球磨地域における、やはり安全と安心の要衝であり、県境地域も含めた広範囲に及ぶ守備範囲を持つ、これは面積的にいえば有数規模の警察署だと思います。やはり本町に警察署を継続しておいていただくということで、やはりその準備をしておくことが重要だと考えます。

こういう箱物も含めたインフラ整備というのは、県や町にとっては非常にお金のかかる一大事業であります。それだけにその施設の持つ役割は非常に大きく、この多良木町の将来を決めるものであると言っても過言ではありません。

先ほど町長言われました公立病院、消防署、三つの大きな役割を持った施設が一体になって地域住民を守っていく。上中球磨地域の未来はそこにかかっております。

ちょっともう終わりたいと思うんですけど、この前、錦町の道の駅が改修されて防災トイレができました。報道聞いたところで、国も、防災道の駅という施設を整備したいと。えらく国の方は、もうそっちの方に前のめりでやりたいということを報道で聞きました。これは余談です。次回以降の質問に考えたいと思うんですけど、やはりそういうことも含めましてですね、こういう警察、消防、病院、大きな役割を持つインフラの多良木町での存続、整備は重要だと思います。今後とも、副町長も言われたとおり、機を逃さない、アンテナをです

ね、こう張って、後ろとかにもこう張ってですね、仕事していかれたらありがたいなと思います。ちょっと挙がり症でこれ以上しゃべると気が遠くなりそうなので、この辺で私の一般質問は終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、11番猪原清さんの一般質問を終わります。

次に、12番落合健治さんの一般質問を許可します。

12番落合健治さん。

落合 健治君の一般質問

○12番（落合健治君） 改めまして、皆さんおはようございます。それでは通告に従い一般質問を始めたいと思います。時間がですね、休憩を挟むのが微妙な時間帯だとちょっと困ってるんですけど、町長が熱く短く語っていただけると良い感じになるかなと思います。

現在、まだコロナ禍の最中でもあり、世界に目を向けると戦争が起こり、連日悲惨な現状をテレビが毎日連日放送しております。それに伴い、原油の高騰やその他の品物も値段が上がるのが予想され、本当に不安定な予想をしづらい世の中ではありますが、今回、本町では第6次の総合計画も示されておりますので、町長の頭の中には、本町の未来の姿が描かれていると思いますので、できる限り具体的にわかりやすく、熱く短く答弁のほうをしていただければと思います。

それでは質問に移っていきたいと思います。今回ですね、タブレット運用をしていくことで、途中で、私のこの説明の中にですね、一般質問の資料をこの中に添付されてますので、各自プライベートモードで見ただけであればと思います。このタブレットを利用する中でですね、本当は動画とか例えば住民の方の、そのインタビューの部分とか、そういうのを載せられればなど若干考えはしたんですが、運用自体がまだどういうふうになるのかわからない、取りあえずはスライド形式ですかね、取りあえずこれぐらいの利用法で今回はしていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず1番の「えびすの湯」についてですが、町営事業である「えびすの湯」の現状把握と今後の運営について伺いたい。

アの例年4,000万円前後のマイナス収支となっているが、えびすの湯は福祉の一面もあると考える。町長は現状をどのように捉えているのかを聞きたいのですが、前回の議会にて、担当課長よりワクチン接種が終了次第、このえびすの湯についての問題の定義、または検証を行うとの答弁がありました。なので今回のこの質問についてはですね、町長のみで答弁をお願いしたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） はい、許可します。

○12番（落合健治君） 町長も施政方針の中で福祉目的ということならば、多少の赤字はやむを得ないという言葉が引用されておられます。

結局ですね、担当課の方でどのような検証をしようとも、毎年4,000万円程度の現在のマイナス収支をいったいいくらをですね、福祉目的で出たとして、何千万円を赤字としてとらえるのか、その辺を町長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、もうあの前回の12月の議会の時にですね、2人の議員の方からどうしますかというご質問がありました。その時に大分、内情そして今後の展開をお答えをしたんですが、そのことがやっぱりもう既に伝わっておりまして、えびすの湯の方ではですね、色んな話が出てるということを伺いました。

ただここは、町全体の利益が、利益というか町全体の行政の運営がどういうふうになって

いったらいいのかという視点からとらえなければ、やはりここは何ていうか、冷静に行かないと、やっぱり間違いを起こしますので、そこあたりは慎重に考えていきたいというふうに思っております。

前振りとしましてですね、えびすの湯に関しましては、施政方針でもかなり長いスペースをとって述べていますけれども、現在の状況をもう私は非常に大変深刻に捉えております。恐らく、えびすの湯を何とか別の展開に考えていきたいというふうに言った途端、多分批判を、轟々たる批判を、多分利用している方からはですね、受けることはもうこれはわかっていたことですので、それはもう私の方で受け止めたいと思います。

理由は二つありまして、まず一つに毎年多額の、今議員もおっしゃったように、4,000万という金額、赤字が、不採算分が出ておりますので、このままの状態ですと延々と運営していくというのは、やはり住民の方にしてもそうですし、議員の皆さん方にしても、もうその許容限度はもうはるかに超えた金額だと思うんですよね。ですから、この赤字解消の方法を見つけることはなかなか、今までみんな頭抱えて色々考えてきたんですけど難しかったということです。

建物自体が経年を経て老朽化しながら古くなっております。そしてこれから中の修理費がですね、チラーとか重要な部分の修理費が大きく膨らんでくることはもう当然予想できます、古くなってきておりますので。この事業が仮に民間の事業であればですね、これはもう早々に幕引きが図られたと思うんですけども、他町村から来ておられる方もいらっしゃいますが、あそこでは11名の方がですね、現在、仕事をしておられます、従業員としてですね。

それから高齢者の方々の憩いの場にもなっていると。ひとつ例をあげますと、夏場の暑い時にあそこに来て、ゆっくり涼んで、涼しくなってから帰って行かれる方もいらっしゃると聞いておりますし、また寒い時期はあそこ暖房効いておりますので、あそこでゆっくりしていただくという、そういう開設当初からですね、町民の健康増進と福祉の向上及び地域間交流というのが当初の目的でしたので、そういう部分を役目を果たしているというのはこれは間違いのないんですね。それから高齢者の方のためになつてるといふこと。それから健康づくり。

認識面で言いますと二律背反というか、こっちもいいんだけど、しかしこっちがきついという部分で非常に歴代の町長もですね、この赤字体質には非常に頭を悩ましておられて、委員会もつくって対処してこられたんですが、なかなかそれも上手くいかなかったということです。

福祉事業の一環であるという認識があったからこれまで恐らく赤字が続いていてもですね、健康が守られるんだったら、町の方で負担してもいいんじゃないかということで、それも私も含めてそういうふうに思って今までやってきました。

そしてですね、一昨年、去年一昨年ですね、担当課で、すいません、間違えました。平成30年にアンケートをとりました、住民の方々に。どういうふうに考えておられますかっていうアンケートをとったんですけども、住民の方々の関心がですね、今ひとつやはり何とかしろっていうのは、そういうご意見はあんまりなかったんですよ。ですから、あまり批判がないので、それでは、その頃は今ほどの金額ではなかったと思いますので続けてきたということです。

私も就任以来5年目、5年ですよ。丸々5年そのままの状態を続けてきたんですけども、そのことにはちょっと、もうちょっと早く何とか出来なかったかっていうのを言われたら、やっぱり責任は感じますけど、広く住民の皆さん全体へのサービスとして税金を使うということを考えてならばですね、やはりちょっと町の財政も毎年4,000万出して、そういう不採算も出して、そのままの状態で行くっていうのは、それほど余裕があるわけではありませぬので、現在の4,000万の赤字はそのままやがて5,000万になるでしょうし、それを、それ以

上になるかもしれませんが、今後 10 年 20 年以上先のですね、多良木町のことを考えた時に、やはりこれはもう今、何とかこう深く考えて結論を出さなければ厳しいんじゃないかなというふうに思います。

先ほど議員おっしゃったようにですね、いくらだったら許容できるのかということなんです、基本的にいくらということよりも、やはりそれは赤字にならなければいいというふうには思うんですが、他の町村の温泉っていうか、入浴施設も赤字になってる所たくさんありますので、やはりそうですね、できればとんとんでいければ 1 番いいと思うんですが、少しぐらい赤字を出していいということであればですね、1,000 万程度位の赤字くらいだったら何とか許容できる、町民の健康増進と福祉の向上と地域の交流という面から言えば、そのくらいだったら何とか許容できるかなというふうには思っておりますが、しかし、基本やはり赤字は出さないと、そういう面では、議員の皆さん方も、9,000 万ほど持ち出しがあった、たらぎ保育園とくめ保育園の民間へ委託するというのを、皆さん全会一致で賛成をさせていただきましたし、そしてまた今度、多良木学園を、もう 1 年延長にはなりましたけれども、1 年後には民間の方に経営をお願いするということになりましたので、ここでもう一つご英断を皆さん方にですね、取っていただければというふうに思います。

ただそれには、すぐということではなくて、勤めておられる方もいらっしゃいますし、あそこを利用していらっしゃる方もいらっしゃいますので、もうすぐということではできませんので、やはりこれはここが 1 番これからの思考のポイントになってくるところだとは思いますが、そこらあたりは十分ご理解が得られるように、しっかり説明をしていきたいというふうに思っております。

○12番(落合健治君) すいません、時間的にあれですので、暫時休憩をお願いします。

○議長(高橋裕子さん) 暫時休憩いたします。

(午前 10 時 55 分休憩)

(午前 11 時 05 分開議)

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。12 番。

○12番(落合健治君) 町長の方に、大分、今までとは違ってですね、踏み込んで答えていただきました。要するに 1,000 万赤字まではということは、要するに 3,000 万黒字に展開しないとなかなか難しいという見解だと思います。

確認のためなんです、例えば先ほど町長が言われた憩いの場としてなっているとか、その労働者がいるっていうのは、数字としても分かると思います。費用対効果も分かると思います。その健康維持・増進、この辺も数字で出そうと思えば出せないことはないと思います。今までずっとえびすの湯やってきてるんですね。

しかし憩いの場として使われているとか、例えば避難場所として役立っているとか、その辺の加味する点が数字として出せない部分ですね、その辺が大分あると思います。その辺のことについては、やっぱりちゃんと、この場で数字とまでは言わない、どのぐらいの過重っていうか、ものをもってこの判断の材料にするのか、その辺を 1 回伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 実はですね、3 月中に委員会を、委員会というかプロジェクトチームを立ち上げました。

というのが、やはりあそこをこれから運営していくこれからの、えびすの湯のこれからの考えるについては、やはり財政、それから福祉ですね、それから保健関係の、それから私たちが入って、あと各係長が 1 番現状わかっておりますので、もちろんその課長もわかっておりますけども、係長のグループでどういうことが問題なのか、存続するにはどういうことが必要なのか、そしてまたそれをこれから切り替えて別の組織、別な施設として持つていくのはどういうことが必要なのかということ、これから皆さんのご意見を、庁舎内の本当真剣、

これまで真剣じゃなかったというわけではないんですけども、やはり議員の皆さんから 12 月議会、3 月議会と 3 名の方からご質問を受けておりますので、やはりこれが最後っていうぐらいのですね、気持ちでアイデアを出していただいて、そしてそれを集約した後で 4 月になってからアンケートをとってみたいと思います。

そしてそのアンケートの中には、ありのままのことをですね、アンケートは往々にして誘導してしまうようなアンケートになりがちなので、そこは避けなければならないっていう意味でそういうふうになった場合、割と当たり障りのないようなアンケートになってしまいますので、4,000 万の赤字があるということ、そして勤めておられる方もいらっしゃるし、利用しておられる方もいらっしゃるということを全部網羅した形で皆さんどう思われますかっていうアンケートをとってみたいと思ってます。

それが終わって、ある程度そういうデータが揃ったところで諮問委員会を、今回の当初予算にも予算を上げておりますので、その諮問委員会にあげて、皆さんのご意見をお伺いしたいというふうに思っているところです。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） その委員会の設置ですね、その辺のことは私自身、今聞いたところですので、諮問委員会等の話が出ましたので次の質問の方に移らせていただきます。

2 番目の、築 20 年を経過し維持管理には益々コストがかかると予想できるが「存続」「廃館」「新しい活用法」など、決断はいつするのかを聞きたいのですが、町長も先ほど言われたように施政方針の中で、ページ、16 ページですかね、にも書いていただいているとおりで、実行に移さないとならない事案だということを書いておられます。

今、判断基準を 4,000 万のうちの 1,000 万円赤字が一応取りあえずの基準となると答弁いただきました。そのほかの数字にならない部分も委員会の方で今からいろいろ試行錯誤していただく。

しかしですね、決断の時期に触れなければ何の意味もなく、先ほど町長が言われたように前回のアンケートとったのも、結局結果としてはどうだったのかっていうのは、うやむやのまんまで、何のためにアンケートをとって、どういう結果が出て、検証がどうされたのかというのを、結局なされていないままだと町民の方も思っておられると思います。それだとこれまでと同じですので、検証する基準が、今、町長の方から言われて、そしてそのままマイナス収支のまま存続されれば、今までと全く同じ繰り返しです。

私がなぜこの質問を、前回 2 人の議員がされているにもかかわらずしたのかというと、どうしても町長が何回か使っておられる、誰かがいつか決断しなければならないという台詞がですね、どうしても頭にひっかかって、この質問を 1 番最初に持ってきました。

私の感覚からすると、吉瀬町長は諮問機関の方を令和 4 年に設置すると明言されておりますので、町長の任期を考えますと、指標が出て、判断基準が町長の中にあるのならば、いつか、誰かではなく、確実に今の吉瀬町長が今後どうするのかを判断されるべきだと私は考えます。

そこで、令和 4 年度に諮問機関を設置した後、委員会が今設立されているということなので、委員会設立されて、諮問機関の方が立ち上げられて、アンケート等もしくは情報とか集まって結果が出された後ですね、それが 1 年後になるのか、それが 4 年後、4 年かかって諮問機関が結果だすというのなら話は別なんですけど、そうはならないと思いますので、その結果が出た後ですね、その後どれぐらいの間に判断を、もしくは決断をされるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） もうこれはここで申しますけど、私の時代にやらないと、もう先には進まないと思いますので、多分ですね、一つの組織を閉じるとか、既得権益をなくす

とか、建物を壊すとか、それから用途を変えるとかいったときには、やはりそこで利用されてる方、働いてる方々からは、やはりどうなんだということはもう絶対これは言われることだと思いますし、多分、批判も相当来るんじゃないかと思いますが、しかし、この問題はもうこれ以上長引かせることはちょっとできませんので、多分、多分というか、是非私の任期中にですね、任期中というよりも、もうちょっと早く早めに結論を出して、どうやっていくのかっていうことは、道筋をつけていきたいというふうに思っています。

外から見たときに、外観も躯体もですね、相当古くなっております。しかし毎年のように修理をしてですね、お金もかかってきておりますので、その修理を除けば頑丈な建物ですので、あそこはいろんな用途に使えると思うんですね。ですから、まずはその今のえびすの湯として使っていた場合にはどうなんだということをまず最初に俎上に上げて、そして、それじゃあ新しく活用する場合にはですね、どういうふうに活用する方法があるのかということ、まず、そうですね、諮問委員会つくりますので、その諮問委員会で年内には結論を出していきたいというふうに思っています。

できればその年内と言わず、早めに結論がですね、出ればそれが1番いいとは思いますが、そこらあたり、だから結論が出てそれがすぐそのまま実行にということではないと思うんですね。やっぱり何年かスパンにおいて、それが例えば何年後にこうなるとかですね、そういうことになると思うんですが。

まずはそのえびすの湯が存続していくためにはどういうふうにしたらいいのかということ、まず考えて、それがちょっと無理であるということであれば、活用としては新しい活用をしていくという形になると思います。

そうですね、住民の皆さんのアンケートについては、4月か5月にやりたいと思っておりますけれども、なんて言うんですかね、本当のこと、本当のことって言えばおかしいですけど、事実をもうそのまま書いて、町としては、かなり、認識としては厳しい状況とされていることを書き添えてアンケートをとりたいというふうに思っておりますので、それが誘導的なアンケートっていうふうに思われても、それはもう事実ですのでしょうがないかなというふうに思っております。アンケートに基づいて、諮問委員会で論議をしていただきたい。その中には、町の方の考え方も述べていくということになるかと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） よかったです。

これがですね、諮問機関に3年間丸投げするとか、4年間丸投げするという話が出てくれば、もうこの問題だけで話が終わるんじゃないかと思っていたところでした。

先ほど言われましたが、ある程度町長の考え方をできるだけ早く諮問機関の方の結果が出た後、決断をしていただけるということを聞いたので、若干安心しております。そうですね、この前の、先ほど町長の話の中で、前回のアンケート等をとって、もちろん、何かを判断するときは反対が多かったり、もちろん避けられないことだと思うんですが、前回のアンケートの時に、ランダムにアンケートをとられてましたので、意見が言えなかったとか、そういう方もたくさんいらっしゃいました。

関心の度合いを言われましたが今回、広報の方ですね、その予算を表として上げたところ、かなりの住民の方がこの金額自体を知らなかったという方がかなりたくさんいらっしゃいました。だからその実際の金額を聞いて、今からまた関心の度合いがこの話題になっていけば、関心の度合いが上がるとは思いますが、私としてはアンケートを全軒のアンケートにしてくださいとか、もしくは、今の中学校の建設のときに使われてるような、第6次総合計画に使われてるパブリックコメント的なですね、方法を用いて、できるだけ全町民に関心を持っている持っていない関わらず、ある程度声の大きい方の意見が尊重されないような、できるだけ公平性を持った、もしくはちょっと関心があれば関わられるような方法をとっていただきたい

いのですが、もちろん諮問機関にも投げかけられていないので、なかなか難しいと思うのですが、その辺の考えをひとつお聞かせいただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、そこは、公平なバランスのとれた意見が出るような形に持っていきたいと思っています。

曖昧な形ではもう終わらせたくないと思いますので、議会の方々と、方々と言ったらいけませんけども、議会の方々の大半もですね、そういうふうにしておられる、何とかしなくてはいけないという、真剣に考えておられます。その意味での一般質問であったと思いますので、そこは真摯に対応して行って、きちんと、これならばいけるだろう、いけるだろうというか、これならば住民の皆さんが納得していただけるだろうというふうな結論を出していければと思います。

もちろんそれが全ての住民の方が賛成していただける意見ではないかもしれませんが、そこは誠実にですね、説明しながら、委員会の構成もしっかり考えながら結論を出していければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

落合議員、すみません、もう少しゆっくり話していただけますか。読み取りが厳しいみたいです。

○12番（落合 健治君） はい、すみません。ちょっと早口なのでゆっくりしゃべりたいと思います。

町長の方から、私が聞きたい答えをある程度聞きましたので、次の2番目の質問に移っていききたいと思います。

2番目の高齢者のサポートについてですが、コロナ禍もあり高齢者のみの世帯に対するサポートは重要となっている。町の今後の取り組みについて伺いたい。

アで、見守りについて新しい取り組みは出来ないかですが、まずは現状もですね、現在の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君） それでは、お答えいたします。

現在、ひとり暮らしの高齢者の見守りにつきましては、主に民生委員の方の定期的な訪問や、これ老人クラブの一つの活動になりますけれども、シルバーヘルパー養成講習会を修了されました老人クラブの会員の方がひとり暮らしのご家庭を訪問し、話し相手になったり、日常生活の移動等の介助、援助などを行われることで、見守りを、支援を行っていただいております。

町の職員も、支援が必要な高齢者につきましては訪問などの対応を行っておりますが、支援が必要な全ての高齢者に対して十分なサポートができていくかということ、マンパワー不足ということもありまして、非常に難しい状況になっております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、今説明をいただきまして、私の一般質問の資料集の方にもですね、この資料の方を添付させていただきました。そちらの方も見ていただければと思います。

65歳以上ですね、ひとり暮らしの高齢者が848名いらっしゃいます。

以前ですね、この見回りをしていただいている民生委員さん、雇用費用等の拡充はできないかという質問をさせていただきましたが、民生委員さんは、皆様ご存じのとおり厚生労働省からのボランティアを旨とする団体でなかなか難しいとの答えでした。

しかしコロナ禍もあり、交流もなかなか皆さん各自できないまま2年が過ぎております。行政区にはひとり暮らしの方が4名のところもあれば、61名いらっしゃるところもありま

す。民生委員さんの場合は行政区に1名と決まっているために、同じ見守りサービスを平等にという考えた場合にはかなり無理があると考えます。これは前回ですね、質問したように行政区の見直しっていうのも若干入ってくるのではと思います。

またもう一つですね、資料2枚目いただいた65歳以上の2名の世帯、多分ほとんどが夫婦だと思わんですが、本町には603世帯あり、ひとり暮らしの予備軍ということになります。

なぜこの質問をしたかという、最近様々なアンケート、先ほどの前の質問でもアンケートの話をしてきましたが、書類など、そもそも理解が難しく書くのもかなり大変だと。役場などに聞いてくれと書いてあるが、もうかなり電話して聞くのはハードルが高いと。インターネットもしくはホームページとなるともっとわからなくなると。民生委員さんなどで日頃顔を知っている方がもっと活動しやすいようにとか、人数を増やしてもらえないとか、そういう切なる思いを語っていらっしゃる方がいらっしゃいました。

現在ですね、先ほど課長の答弁にあったように、保健師さんや、本町の社協の方、またはデイサービス等の職員の日頃関わっている方がですね、見守りの一端、もしくは先ほど言われたシルバーのヘルパーさん講座ですかね、そちらの方が見守りの一端を担っていることは承知していますが、本町の高齢化率は42%を超えております。

新たな取り組みとしてですね、町が今の区長さんを任命しているみたいな形で、見守り自体を民生委員さんとは別枠でですね、強化できないか伺いたいと思います。

町長が言われる健康で充実した福祉のまち、もしくは町民のこのアンケートの中でも第2位となっている安心して過ごせる福祉のまち、これにも繋がることだと思っております。

先ほどのインターネットとか、コードとか、そういう説明もですね、それ自体が難しいと。もしこの仕組み自体を考えるならば、私たちの世代で今からやっておかないと、これが10年、15年進んでしまうと、今度は分かる世代が増えて、今度わからない世代が置き去りになるということも十分考えられると思います。

今この議会もタブレットが入ったばかりで、やっぱ詳しい方、そうでもない方、これができないと別に生きていけないわけではありませんので、それを責める形になってもいけないと私は思いますので、どうしてもこの民生委員さんをですね、サポートするような形をとっていただけたらと思いますので提案をしたいのですが、その辺の町長の見解をお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今ですね、民生委員さんのお話聞いてみると、民生委員さんのなり手がなかなか見つからないということです。高齢化が進んでおりますので。

この間ちょっとあるお店に買い物に行きましたらですね、区の役員のなり手がいないということをおっしゃいます。理由はやはり高齢化が進んでいるということですね。ですから今、議員おっしゃったネット環境とか、そういうのはもう恐らく全くわかられないんじゃないかなというふうに思います。

ただですね、町の職員の中で、意外とそのへん無頓着で、ネットを見てくださいとかですね、自分たちの世代はそれでいいもんですから言うんですけど、そこらあたりは課長にですね、ぜひその辺は高齢者の方が読まれるように、読まれても分かるような形でですね、発信をしていただきたいというのは今度言おうと思ってるんですが、それはもう私も思っていたことです。

別枠で民生委員さんということなんですけど、民生委員さんは厚労省の管轄で、本当にボランティアなんです。ある民生委員さんにお伺いしましたら、ガソリン代くらい出ればいいんだけどなあっておっしゃってる、これは本音だと思うんですけど、方もいらっしゃいました。

で、例えば、民生委員さんに町から何らかの報酬をあげることができないという状況で、

今度は民生委員さんの補助員をされてる方に例えばその報酬とか、報酬がなくてもいいのかもしれないけど、そうなった場合、ちょっとバランスがとれなくなるのかなということも今ちょっとそれは思ったんですが、社会福祉協議会の方でも随分頑張っていたいてですね、利益の上がないところもしっかりフォローしていただいていますので、こちらと、担当課と、その辺何とかできないか、できるのかできないのかちょっと協議をしてみたいと思ってるんですが、何ぶん、体育部長とか、それから区のそれぞれの小組合長さんとかですね、民生委員さんとか、区長さんとか、なかなか手が見つかからないということで、もうずっと自分は区長やってるんだという方も、できれば代わってほしいけどというふうに言っておられる方もいらっしゃると思いますので、そこらあたりやはりどうしても人が不足しているということですよ。

ですからさっき議員言われたように、何ていうか、区の合併とかがあればですね、少しは人的な余力も出てくるのかなと思うんですが、なかなかその辺が難しいところなので、民生委員さんの補助をする人、役場が任命する、何というか福祉担当の方とかですね、そういうのはちょっと結論はどうなるかわかりませんが、担当課と一緒に考えをさせていただければというふうに思います。

社協も含めて一緒にですね、その辺を考えていければ、実際そこをやってると、私の知らないところでやってるっていうなこともあるのかもしれませんが、さっき言われたように独居世帯とか、そしてご夫婦お二人のところとかが、どんどんどんどん増えてきておりますので、そこあたりは、これからの課題としてはしっかり考えていかななくてはならない部分だなというふうには、今思ったところでした。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今の町長の答弁ですね、一つ私が提案したのとちょっと違う認識をされているところがあるので、そこをちょっと言わせていただきたいと思います。

民生委員さんと別枠でって言ったのは、民生委員さんも任命する、同じ方をですね。だからその被せて、費用弁償を民生委員さんとは関係なく民生委員さんも任命して、その補助の方も任命すると。

それをなぜかという、例えば区長さんに関しては、各行政区の人数に対して報酬がもちろん違いますよね。ボランティアって先ほど、もちろん旨とするのは分かるんですが、どうしてもこれが人数的にもカバーできるところが、できるところ、できないところがもちろんあると思います。

民生委員さんの話を聞くと、コロナ禍で留守のときに2回も3回行かなければならないところが多数あって、人数を補助としてつけていただかないと、他の人から各自苦情があった場合は、それを理由としては言えないと。私たちの行政区は多いので、カバーできないんですよという苦情は、本人には伝えられないと。

その辺をくんで色々仕組みを考えるのは行政区とか民生委員さんの方じゃなくて、やっぱり行政側が考えなければならぬと思いますので、その民生委員さんとして報酬自体はもうないですよ、ないんですが、その任命したときに区長さんと同じような形で人数に応じて、その人数なり、もしくはその報酬なりを民生委員さんに被せた形でやっていただければいい形が変わってくるのかなと。

先ほどサポートされる側だけ俺が別枠でって考えてらっしゃるみたいだったので、そうではなくて、民生委員さんも同じ方を別枠で任命して、民生委員さんとその福祉のことをやる人を任命、民生委員さん自体は被ってるっていう形で仕組みを考えていただくと、民生委員さんの立場自体も守れますし、報酬も別の形でもらえるという形になるので、その方が上手いくんではないかと思えます。

先ほど言われたように全国的なものを考えると、シルバー人材の方に頼んで、それをサポ

ートしておられる自治体もあつたんですけど、資料を私がちょっと無くしてしましまして、それも、こちらのシルバー人材で考えると、日当報酬が決められてますんで逆転して民生委員さんの方が報酬が少なくなってしまうという逆転現象ですたいね、そういうふうになってしまいますので、その辺をもし考えていただければ、考慮をしていただきたいと思ひます。

そのことについてもう一度、それ考えた上でもう1回答弁を1回いただきたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そういうことですね。

要するに、報酬が発生するという事になると、やはりそれは予算が伴いますので、そこらあたりはそうですね、なかなか、それをやってる町村とかいう、町村とか、県とか県じゃない、やはり市町村があればですね、方法論的にどういふふうにやればいいのかっていうのは分かると思ひますんで、そこあたりちょっと研究をさせてください。

この場でなかなか結論は出せない問題ですので、一応、いただいた課題ということで、担当課長も聞いておりますので、そこあたりちょっと検討させていただいて、後で、そういうお答えを言わなくてはいいと思ひますので、こんな感じになりましたということになるべく早く結論を出せばというふうに思ひてます。

これはですね、今の予算の状況でできないということもあるかもしれませんが、そこは担当課の話聞いてみないとわかりませんので、担当課とちょっと調整をしてみたいというふうに思ひております。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、先ほど課長の答弁にもあつたように、マンパワーがどうしても足りないというのは、皆さん目に見えてわかつていることだと思ひます。職員の方とか保健師さんの方は、私的にはもう増えてほしいというのが私の考え方ですので、できるだけそれを民間の方におろしてですね、この民生委員さんの枠自体が、誰でもいいというわけではありませぬので、その辺は早めにその報酬もつけてですね、その辺のことを考えて強く要望して、この質問は終わりたいと思ひます。

それではイの自動車運転免許証返納者に対する取り組みの方を聞いていきたいと思ひます。

現在、本町の高齢化率は先ほども言ったように42%を超えております。もちろん高齢者の運転講習もあり、返納するの各個人の自由であります、返納しやすいように、または免許がなくても安心して暮らすことのできる町にするためには、この取り組みは大事なことだと思ひます。

まずは現在の取り組みを伺いたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

企画観光課では高齢者等の運転による交通事故の抑止を図るとともに、町内公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証自主返納の支援として、令和元年度から免許証を返納された方に対し、本町の予約制乗合タクシーの無料回数券、こちら2,400円分なんです、こちらの交付を行って、乗合タクシーの周知と利用の案内をしているところです。

併せまして、運転経歴証明書、こちらの発行を受けられた方に対しても、多良木町商工会の商品券、こちらは1,000円分なんですけれども、こちらの交付の支援も行っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 先ほどの民生委員さんと同じようにですね、非常に難しい問題だということはわかつてますが、町民アンケートの方でも生活環境が整備された町を望む声が物凄く大きくてですね、その中には、公共交通機関を軸とした場所を移動する時の安心を

求める、そういう声も入っているのではないのでしょうか。

せめてですね、返納される、自主返納をされる方に向けて、1回きりのタクシーの無料券配付ではなくてですね、免許を自主返納する際には、自分がこれから先のことを考えて皆さん決断されると思うんですよね。

なので、例えばタクシー券の先ほどの無料配付のもちろん拡充、もしくは毎年、車の免許証の返納をするならば、タクシーを利用するパーセントに応じて補助などですね、そういうことを考えられないか、簡単に答えは出せないいんでしょうが、町長の答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、林田課長が申しあげましたけども、今の多良木町のタクシー券については2,400円ということなんですけれども、他の町村がですね、どういうふうに行っているのかっていうのも、やはり各町村のバランスというのがありますので、そこらあたりちょっと担当課の方に調査をしてもらいましてですね、そしてどこまでできるのかということをやちょっと考えてみたいと思います。

ただこれは、なかなかこう、1回やってしまうと、ずっとやめるわけにはいなくなってしまいますので、ここら辺りは冷静な判断をしてみたいなというふうに思っておりますので、はい、これからちょっとそこら辺り、他町村の比較等も考えて対処していきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、このことに関してはですね、予算措置がどうしても必要なことですので、全体の財政を考えてですね、適切な判断をしていただきたいのですが、この問題に関してはですね、物凄くこれからの高齢化社会だと、重要視、最重要視されるべき問題だと思いますので、ここも強く要望して次の問題に、質問に移らせていただきます。

次、3番のですね、八日原運動公園奥の草木などのゴミ置場についてお聞きしていきたいと思います。

まず1番のゴミ搬入に際してグラウンド内を通りゴミ捨てを行っているが、グラウンド利用者も搬入する側、ゴミを搬入する側ですね、安全性が担保されていない。安全性は最も考慮すべきだと思うが、どのようにお考えかを、まずはアの車の搬入の管理とゴミ搬入の利用状況について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

八日原運動広場奥の通称土捨て場、土捨て場と呼んでおりますが、これにつきましては、民間からの問合せもあっております。

ただしかし現在では、公共工事によります掘削土、また公共施設等の剪定木の捨て場として、町が認めた場合に使用をいただいているところでございます。またシルバー人材センターが町内の民家などの剪定なども行っておられますけど、そちらの方については一応認めているところでございます。

車両の入り口につきましては通常、施錠をしております、鍵につきましては総務課とシルバー人材センターで保管をしている状況でございます。

利用頻度につきましては、特に剪定木の捨て場としての利用が多い状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 現状はある程度把握できました。

イの方に移っていききたいと思います。

安全にグラウンドが利用され、ゴミの搬入もスムーズに行えるような対策の必要性はと質問を書いておりますが、これはあの一般質問の資料の方にですね、私が写真を撮ってまいりましたので、そちらを見ていただければと用意しました。

資料として八日原グラウンドの写真を見ていただきたいと思います。1番～10番まで番号

をふってあると思いますが、1番は入り口の写真で、先ほど鍵が付けてあると言われた1番の写真で、勾配が急で、若干見通しは悪くなっています。この見通しというのは、荷を積んで勢いをつけて上がらないといけないために、もし入り口、グラウンドの入り口のどこにも子どもさん、もしくはいた場合はですね、なかなか難しいと、危ないという感じの入り口だと思います。

2番、3番、4番で分かるように、グラウンドの真ん中をトラックが走り、グラウンドは、仕事の途中でもあって荒れたまんまの状態です。日頃は、ジュニアスポーツの方で利用される前、もしくは練習する前に、その荒れたグラウンドをですね、中にはトラクターば持ってきてってという話も若干聞きました。で、重いやつを引いてですね、そこをならして自分たちで使ってるっていう状況みたいです。

子どもたちが野球をし、休日には子どもを連れて、小さい子どもを連れてですね、遊んでいる家族もあそこは見かけます。野球を日頃あそこでされているジュニアスポーツの方に聞いてみると、練習中または試合中に業者さんがこられてですね、トラックがその間を、グラウンドの中を走るといことも中にはあったようです。

私もかなり前からのことですね、感覚が麻痺してるところもあって、もし中学校で授業中に例えばトラックがグラウンドの真ん中ば通れば皆さん多分騒がれると思うんですが、昔からの風景で私も使ってる方に言われるまでは、何が問題なんだろうというぐらいの認識がありました。

しかしこれを問題視してしまうとですね、子どもたちが安全に運動のできる場所の提供、またはジュニアスポーツの応援、第6次計画の方にも書いてありますが、全く教育長の方にもですね、関係ないとは言えないと思いますので、この現状、写真等を見てですね、安心・安全、子どもたちの安心・安全、もしくはジュニアスポーツの応援についてですね、まずは教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） それでは、失礼いたします。

ご質問は八日原運動公園ですね。ここで今、子どもたちが野球をしたり、あるいは、時には子どもさん方が遊んだりですね、しておられるということでもあります。ところがそこに、ゴミ捨場に行く車両が入ってくるもんだから、安心・安全を確保する上で問題であるということですね。はい。

それでですね、私も現場見らんば始まらんと思いましたので、4、5日前でしたか、見てきました。そしたら今のタブレットにアップしてあるような現状であります。車の轍がかなりありますね。はい。

これは練習中あるいは試合中に車両が入ってきて、相手がヒット打って、フライを打って、子どもは前向きでバックする、キャッチしようとした時に、軽トラとかやってきた時とか想定しますと、やっぱり非常に危ないなという感じを持ちました。はい。

この件に対しての私の認識をもう少し申し上げたいと思いますけども、小学校の部活動はですね、社会体育に移行しまして現在、町の少年野球クラブとか、あるいはサッカークラブ等で子どもたちはプレーしてますけども、まずは子どもたちが元気にですね、そういう運動に取り組んでいることを大変嬉しく思っております。ただ運動する上で1番大事なことはですね、やっぱり子どもたちの安全がしっかり保障されていると、そういう環境の中で運動をするということは大前提でありますので、今回そのご質問がございましたので、これは教育委員会としましても子どものことですので、対応していく必要があると思っております。

ただ、もうこれご承知と思いますけども、確認させていただきませんが、八日原運動公園の管理主体は総務課になっておりますので、環境改善等はそちらの方に基本的にはお願いすることなのかなとは思っております。

ただ教育委員会として、じゃあどういふことができるかと言われますと、一つは少年スポーツクラブの指導者の方々にですね、安全に十分配慮したご指導をお願いしたいということをお願いするっていいですか、そういうことができるんじゃないかなど。

二つ目は定例校長会がございまして、その都度、児童への注意喚起ですね、練習時には事故に気をつけて、車等にも気をつけて練習をするようにというような注意喚起を学校でもお願いをしたいというようなことを思っております。

それから危険回避のために、このグラウンド使ってる間はですね、車は入ってこないように、車両進入禁止、これの徹底をお願いできないものかと思っております。

他にもあるんだろうと思えますけど、私が考えましたのは以上のようなことでありますが、この件につきましてはですね、これから町長部局との連携の下にですね、安心・安全な社会体育環境が整備できるように、努力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、教育長の方にですね、部活動のことに関してのですね、教育長に安全についても語っていただきました。

備考までちょっとつけ加えますと、先ほど言った写真のですね、5番、6番、7番、8番、9番、10番はですね、一応管理をする総務課の方、管財課になるんですかね、の方に言って木等を切っていただきましたが、子どもたちを遊ばせるにしましては、ちょっと仕事が荒いのかなあと。

それに関しても7番で分かるように、先ほど言われたようにファウルとかが木の方に当たると上から枝が落ちてくると、そういう状態みたいです。提案としてはですね、下からもう切ってしまうという提案はさせていただいたんですが、なかなかそれをやっていただける方がいらっしやらなかったのかなど。

でも貸す方の責任もありますので、その辺をちょっと考えていただければと、道とは関係ないんですがこの写真の方を添付させていただきました。

今、教育長に語っていただきましたが、今度は町長の方に伺いたいと思います。私が言ってるのはですね、ゴミ搬入する業者側が悪いと言ってるわけでもなく、もちろん仕事に道を整備しながらゴミを捨てるなんてかなり無理なことで、元々の考え方としてですね、ゴミ搬入をする業者の側も、もちろんその運動される側も、もしくはグラウンドを借りるとかじゃなく、たまたまあそこに遊ばせに来ている家族の方もですね、安全に利用できるようにしないと、することが行政側のもちろん責任だと思います。

私も先ほど言ったように、認識としてズレていたのではないかと思います。安全にゴミを捨てることのできるようにするためには、運搬の入り口をですね、もう完全に、先ほど教育長も言われましたが、ボールが飛んでいったのでそこを取りにいったら車とぶつかる、そういうことのないように完全に分ける形ですね。

簡単に言うと搬入口を別に作る、もしくはグラウンド内を通るにしても、完全に車が通るところに子どもたちが入って行けないぐらいの感じをしないと、結局もし何か事故があった場合には、行政側は事故があってからでないと対応しないのかという話になってくると思います。多少予算がかかったとしてもですね、こういう安全に対する配慮をすることがもちろん必要なんだと思いますが、その点についていかがお考えか、町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） まず私の方から、今のその安全配慮への対策についてということでお答えをさせていただきます。

先ほどから申されておりますとおり、安全への配慮の必要性は感じているところでございまして、今現在、少年野球等でグラウンドを利用していらっしゃる場合には、土捨て場への乗り入れを避けてもらうようお願いをしているところでございます。

今後も、休日とか試合のある日の搬入を禁止することを依頼していきたいというふうに思っております。

また、写真にもありましたとおり、大型車等が侵入しました後には、非常に大きな轍が生じておまして、グラウンドの整備の必要があることも課題となっておりますので、その進入路を分けるといった場合にですね、ちょうどこう降りていきまして、裏側の方からが一番理想的かとは思いますが、かなり高低差がありまして、なかなかもうあちらの方からでは費用が高くなるということで、このグラウンドの東側の方の端の方にですね、進入路としての区画を設けて誘導を徹底していければというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） この問題は先ほど教育長も答弁されたようにですね、子どもたちの安全を守るというのは、やはりこれは行政の仕事っておっしゃったとおりでと思います。

今、総務課長答えましたようにですね、これから調整をしていきたいと思っております。

シルバー人材もあそこに捨てておられますし、業者の方も捨てておられます、公共事業関係ですね。この捨てる場所が別にあつたら一番いいんですけど、子どもたちがあそこで野球をする場所に、同じ場所にあるということで、ちょっと危ないなというふうに私も落合議員の写真を見せていただいてですね、そういうふうに思いましたので、これからあの総務課長が先ほど言いましたようないくつかの方法でですね、子どもたちが安全にあそこを使えるような形にしていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合 健治君） はい、先ほど教育長も課長も町長も言われたように、安全に配慮してですね、私が考える中の安全の方法だけじゃなくてですね、いろんな方法があると思います。でもですね、最悪のことをまず考えて対応していただきたいと思います。

よくありがちなのが簡易フェンスを高く上げて、こういうふうになりました、ここから入らないでくださいと。でも小さい子とか、もしくはさっき言われたようにジュニアスポーツは、小学生低学年の子もたくさん入って運動してますので、その子たちがケガをしないような対応、大人が見て処置しましたじゃなくてですね、その辺の対応を見ていただければと思います。

次の質問に移りたいんですが、ここで。

○議長（高橋裕子さん） ここで、切りのいいところで暫時休憩したいと思います。

では昼食のため暫時休憩といたします。午後は1時より開会いたします。

（午前 11 時 52 分休憩）

（午後 0 時 59 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

12番落合さん。

○12番（落合健治君） それでは昼前に引き続き、4番の防災無線について、最後の質問に入っていきたいと思います。

まずは(1)番の防災無線の設置状況と電波が入りにくい世帯の対応はをまずお聞きしたいと思います。資料の方も請求して、資料の方も一緒に見ていただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

防災ラジオ等の設置状況につきましては、令和4年2月現在の区長名簿による世帯数3,365世帯に対しまして、令和4年2月末現在で3,027世帯、約90%の世帯に設置をいただいております。

また、電波が入りにくい世帯の対応としまして、防災ラジオの不良とも考えられますので、まずはラジオ自体の取替えをいただいているところでございます。

それでも受信状況が悪ければ、屋外アンテナの設置を町の方で実施しております。

さらに屋外アンテナの設置が難しい世帯、あるいは屋外アンテナを設置しても受信状況が悪い世帯につきましては、防災ラジオではなく、戸別受信機の貸与ということで対応しているところがございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、資料のとおりですね、今課長の答弁にもあったように、資料のとおりだと思います。

だいたい行政の方ですね、呼びかけて、設置できる世帯もしくは設置を希望されている世帯には、大体、設置をされていると思いますが、実際には、放送自体がですね、入らなくても諦めている世帯もあると思います。

私もですね、その諦め、もう防災無線はもう入らないからと諦めてらっしゃった世帯を危機管理防災課の方にお伝えし、外部アンテナ等を取付けて対応をしていただきました。他にも、近くにスピーカーが聞こえるからとか、そもそも必要性を感じていない世帯もあると思います。

しかし、私は令和2年7月豪雨の時、まず人吉の親類のところに2週間ほど通い、そのあとボランティアに入りましたが、実際の災害のときは、外のスピーカーでの放送は本当に聞き取りにくいのを実感しています。

6月、7月の雨が多くなる前にもう一度、この紙の、この資料の中にも書いてあるんですが、要するに確実に放送を受信できるようにしますっていう内容は書いてあるとは思いますが、もうちょっと文言を変えてですね、最後まで責任を持って放送が室内で聞こえるまでちゃんと責任を持って設置します、もしくは文言をもうちょっと力強いものに変えて、全世界帯ですね、ちゃんと聞こえるように約束をした上で周知をするべきだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりですね、やっぱり屋外スピーカーでは聞こえないという、人吉等の事例もございますので、その辺は承知をしているところでございます。

屋内の防災ラジオの重要性も当然わかっておりますので、約300世帯ほどまだ未設置がございますので、その辺は防災ラジオの重要性を含めた上で、回覧または個別に通知等を出して、設置のお願いをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） それでは資料にもあるとおりですね、確実に聞こえるように、周知というか、内容をちょっと変えた上で、周知をしていただけないかということで、次の(2)番の方に移りたいと思います。

防災無線の放送回数や内容はどのように誰が決定しているのかをお聞きしたいのですが、防災無線の放送の決まりや、内容がどのように精査され決められているのか、私も含め、住民の方もほとんどが知らず、その知らないために、また何回も同じことを言っていると、時間帯はいつ放送しているのかとか、それぞれの予想で話をしておられます。

そこで、防災無線の使われ方、または決まりにはどのようなものがあるのか。もしくは災害、例えば地震とか急な線状降水帯等ですね、緊急性があるものに対しての放送、そこには何か決まりがあるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

まず防災無線の放送回数につきましてでございますが、例えば、行事の開催についてのお知らせであれば、行事開催日の概ね3日前から放送を行っているところがございます。

1日の放送時間としまして朝が午前7時、昼が12時30分、夜が19時、7時ですね、計3回の放送を行っております。

放送内容につきましては、各課においてお知らせをしたい内容を決定しておりまして、危機管理課で確認の後、放送を行っているところでございます。

放送内容でございますが、緊急地震速報等につきましては、国から直接入ってまいりますので、国の放送が直接、町の個別防災ラジオ、屋外スピーカーに流れる仕組みとなっております。その他、土砂災害警戒情報ですとか、台風の接近等の気象情報については、危機管理防災課の方で放送しているところでございます。

また避難指示等の避難情報につきましても、危機管理防災課で放送を行っているところでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） 今説明がありましたがちよっと私の認識が違ったんですが、緊急地震速報以外は全部、危機管理防災課が取りあえず目を通すっていうことでよろしいんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） 緊急地震速報は国からの直で入ってまいりますので、こちらは確認しませんが、避難情報等につきましては、災害対策本部等で決定し、放送しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、すいません、何だか似たような質問になるんですが、一回に答えていただけたらと思ったら、ちよっと考えてみませんでした。土砂警戒情報とか、そういうことに対しても私は国から直接、放送の方に繋がると思っていて、避難指示だけが町の管理下で自分たちで精査して行われるのかなと思ってたのでこの質問をしたわけですが、今で言うと、地震速報以外は、土砂もしくは台風、線状降水帯等のやつは、全部町のほうで精査して流されてるってことなんですかね、もう一回すいません。何か被ってる感じがもう一回お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

地震等につきましてはもう国からですけど、その他の線状降水帯ですとか、そういった分は直接流れませんので、町の方で精査して、町の方で放送をしているところでございます。

土砂災害警戒情報につきましても、町の方に情報が入ってきまして、町の方で放送しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） すいません、ちよっと説明がちよっとよくわかんないんですが、地震速報が直接国のが流れるのはわかります。

土砂警戒とかですね、その点に関してはその何ですかね、精査をする必要、ただ町に1回来てそれをただ流すじゃなくて、何か精査をしておられるんですかね、流すのと流さないのと考えているとか。そういう感じなんですか。

それとも来たやつをただ直接流れないので、町がワンクッションで、そのまま同じ情報を流してるって感じなんですかね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えします。

すいません、精査と申しましたがちよっと誤りでございます。

気象庁等からの情報につきまして、町に来た情報は町民の皆様に放送しているところでございます。

土砂災害警戒情報につきましては、そちらを流した時点で、町の方は避難指示を出すというところで今やっているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、安心いたしました。

今の説明でいくと土砂警戒情報とかが、町で流されていない部分が出てくるのかと思うので、確認のために質問させていただきました。

私の認識ですと、国からの地震情報、土砂、もしくは気象庁から直接来るやつは、町で精査するのではなくて直接放送の方に、町がワンクッションあったとしても、放送するものだと勝手に認識してましたので、その辺を確認させていただきました。

避難指示は先ほど言われたように、気象情報とかそういうのを加味して避難指示、町独自の自治体で判断して、そこだけは精査して流しているということでもいいんだと思います。その確認がとれましたので、次の3番目に移りたいと思います。

防災無線の重要性やその内容を住民に新しく周知していく考えはあるのかという質問ですが、まず(1)番ですね、無線の設置をきちんと入るっていう形で周知をしていただき、目標はですね、全世帯、不要と思っている方にもできれば、確認までするのは難しいんだと思いますが、無線放送が入り、(2)番ですね、内容や回数または緊急性のある放送の種類などを理解をしていただければ、無線の重要性、もしくはスイッチを切っておくっていう方が結構いらっしゃると思うんですが、そのスイッチを入れておくことの意味が少しはわかっていたらと思います。

そこで、放送の仕方や時間帯、緊急性のある放送の仕方もきちんと書いた上で、先ほど説明されたような回数だったり時間だったり、例えば気象情報からの情報はこういうふうに流れます、地震速報の方はこういうふうに流れます、避難指示に関しては町の方で精査して管理して流しています。そういう情報をですね、周知する紙に書いた上で、水害だけではなく地震、まずは水害、地震、そういうのに備えられるように、その重要性を周知する必要があると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

台風とか大雨の際には、屋外拡声子局の放送が聞こえづらいことは認識しているところでございます。

防災ラジオの重要性につきましても、今後ですね、回覧、個別に郵送等して、設置していただくようお願いをしていきたいと考えております。

また放送内容等につきましても、今後、課長会等でちょっと検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12番。

○12番（落合健治君） はい、先ほど説明したようにですね、内容等を十分に周知をして、全戸配布もしくは設置、完全に電波が入る形です、そこを目指していただきたいと思っております。

町長の方にお聞きします。今の内容がですね、なかなかどんなふうに変えたとしても、周知したとしても、なかなか伝わりづらいと思うんですね。

しかし、私がさっき言ったように人吉の親類に行った時に、この防災無線の重要性は物凄なものがあると思います。

人吉が今 FM 放送で飛ばして防災無線をつけてる感じですかね。それは災害に遭った後のやつも結局、あの人吉の災害の時は聞こえなかったもので、消防の分団の方が、自分たちでスピーカーのマイクを自分たちでつけて、聞こえないところにずっと周知して回ってました。

そういうのも含めてですね、室内のアンテナがちゃんと受信できるような形で設置するっ

ていうのは物凄く大事なことだと思います。

紙による媒体による周知ももちろんしていただきたいんですが、生の声によるですね、危機感を持った町長の呼びかけ、そういうものが非常に今から先、伝える面では大きいと思うんですが、そういう周知の仕方についてどう考えておられるか質問したいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 色んなニュースで人吉の 7 月豪雨の時の皆さんの証言もですね、大分読んだんですが、やはり一番重要なことはどれだけ例えば河道掘削をしても、どれだけ築堤、堤防を高くしてもですね、やはりその時は逃げるのが一番いいと。

まず高いところに逃げてくださいというのは、皆さんの何ていうか、こう危機管理の専門家の方もですね、そういうふうに言うておられますので、なるべく早くそういう情報を住民の方々に伝える努力はですね、役場としても徹底していかなければならないと思います。

多分、うるさいからとかですね、ご理解いただいてない方もいらっしゃると思いますので、300 世帯ほどですね。こちらには危機管理防災課の方から説得をして、そしてこういうことから、命を守るっていう一番大事なことなのでこれを設置させていただきたいという願いをしていきたいというふうに思ってます。

町長の呼びかけというふうにおっしゃいましたが、私も必要なときにはですね、こないだの災害のときと、コロナウイルス感染症の時はちょっと電波に載せさせてもらいましたけど、災害の前に、本当に危ないというのが認識された時にはですね、ちゃんと私自身の声で放送したいと思います。

それから先ほど言われた気象庁からですね、土砂災害警戒情報が出たときには、一応全員集まります。庁議室に集まって対策を協議するんですが、その時もやっぱり皆さんの、課長の皆さんの話を聞いて、やっぱりこう放送しなければならぬという時には、すぐにでもマイクを握って放送したいというふうに思います。

まずは住民の方々の命を守るというのが行政の仕事だと思いますので、はい、そういう認識はしておりますので。

○議長（高橋裕子さん） 12 番。

○12 番（落合健治君） 町長の何かこう一斉に町民を説得できる、もしくは不安を払拭するようなですね、そういう放送をしないようなことができれば一番いいんでしょうが、やはり声で訴えかけるっていうのは物凄く大事なことだと思いますので、もしあの今回災害、一種の災害でコロナのことにしてもですね、今回あのワクチン接種に関してもなかなか流動的で、放送自体もなかなか難しく、始まっているのかという話を結構、議員の方も他の町村と比べても聞かれたと思います。

そういうことに関しても、詳しい話は出来ないとしても、あれも災害と捉えるのであれば、ワクチン接種が始まってますとか、終わりましたとか、それぐらいの安心してくださいという、その不安を払拭する放送は、その課長会とかでもいろいろ話はあるんでしょうが、してもいいのかなと私個人は思います。

私は不安を払拭できるような内容であればですね、町長の方にマイクに握っていただいて、町長の美声を無線で聞かせていただいて、皆さんが少しでも、さっき言われたように安心してできれば一番いいかなと思います。

この質問に関してはですね、防災無線の設置状況もさることながら、むしろ重要性をですね、ここにいる方々がどれぐらい認識されているのかなという不安もちょっとあって、それは災害になってしまうと皆さん認識されるんですが、今、皆さん川の水等々がないのも皆さん分かっていると思うけども、この時期でないとなかなか色々動けないと、先ほど放送が入りにくいって話もしましたが、実際、災害で雨が降った時はもう放送は本当に聞こえません。なんでその辺をもう一回皆さん認識していただいて、危機管理防災課だけではなくてで

すね、財産とか安全とか生命を守るために、町長をトップとして含めて、もう一回、周知徹底して、5月、6月、7月の雨が多い時期を迎える前にすね、もう一回徹底していただければと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで、12番落合健治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 1 時 21 分散会）